

平成16年 第2回臨時会

厚岸町議会会議録

平成16年5月28日開会

平成16年5月28日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成16年 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成16年5月28日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成16年5月28日	10時00分
	散 会	平成16年5月28日	12時47分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	×
8	音喜多 政 東	○	17	鹿 野 昇	×
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員 16名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖		
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司		
教 育 長	富 澤 泰		
総 務 課 長	田 辺 正 保		
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一		
税 務 課 長	大 野 榮 司		
町 民 課 長	久 保 一 將		
保健福祉課長	豊 原 隆 弘		
保険年金係長	須 佐 良 子		

1. 会議録署名議員

1 3 番	菊池 議員	1 4 番	田宮 議員
-------	-------	-------	-------

1. 会 期

5月28日から5月28日までの1日間（休会日なし）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成16年厚岸町議会第2回臨時会議事日程

平成16年5月28日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	報告第1号	専決処分事項の報告について
5	報告第2号	専決処分事項の報告について
6	報告第3号	専決処分事項の報告について
7	議案第40号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

議長 　　ただいまより、平成16年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時01分）

議長 　　直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番菊池議員、14番田宮議員を指名いたします。

議長 　　日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。

議長 　　9番、松岡委員長。

9番 　　開会前に議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の議事運営について協議いたしました。

町長提案の報告第1号から第3号までの専決処分の報告についてと議案第40号補正予算につきましても、本会議で審議することに決定いたしました。

会期については本日1日とすることに決定いたしましたので報告申し上げます。以上で報告を終わります。

議長 　　委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 　　日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 　　ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 　　日程第4、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。行財政課長

行財政課長 　　ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分事項の報告についてその提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。この内容でございますけれども、平成15年度末において地方債の許可予定額が確定したことによりまして、その発行限度額の補正が必要となったことから、本文でございますけれども、緊急執行を要した「平成15年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規

定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2 ページお開き願います。総総専第1号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成16年3月31日付でございます。

平成15年度厚岸町一般会計補正予算（13回目）、平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条地方債の補正であります。地方債の変更は第1表、地方債補正によるものでございます。次のページご覧いただきたいと思ひます。

第1表、地方債補正、変更であります。一般公共事業の限度額を460万円の追加、臨時地方道整備事業の限度額を510万円の減額、過疎対策事業の限度額を3,410万円の追加をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。なお、今回の変更につきましては、年度末において町が要望しておりました財政運営に有利な起債の発行が許可されたための振り替えと増額でございます。主に一般公共事業で計上しておりました太田北地区農免農道整備事業と片無去地区集乳道整備事業。さらに、臨時地方道整備事業で計上しておりました住の江町9号線改良舗装事業が過疎対策事業債として認められたための振り替え増減であります。さらに一般公共事業として普通交付税措置が二分の一算入されます、財源対策債の調整分が、2,860万円の発行が認められたための限度額の議決をお願いするものであります。

なお、一般公共事業のうち、道営事業3本につきましては今回、限度額専決を行いましたけども、事業清算の結果、地方債許可後、不用額が発生いたしました。過充当となることから、この地方債限度額から70万円については起債を起こさないで最終決算になることを申し添えておきます。

次ページお開きください。地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思ひます。平成14年度末現在高、130億4,699万4,000円。今回の専決で3,360万円を増額。年度内発行額、11億8,480万円となり、平成15年度末見込額は、126億4,503万6,000円となるものでございます。以上で報告第1号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。9番

9番 今回補正になりました六つの地方交付税算入額、利率、これについて報告していただきたいと思ひます。

議 長 行財政課長

行財政課長 過疎対策事業債につきましては、交付税算入につきましては70%が元利償還金で算入されます。その他の一般公共事業につきましては理論償還費になります。その理論償還費の普通交付税措置額は二分の一となり算入される。

基本的には10年から20年の間で借入を起こすことになり、1.1%から1.7%の利率で実行することとなっております。過疎対策事業につきましては12年で元利償還いたしますけども、これにつきましては利率は1.3%で実行することになっております。

議 長 9 番

9 番 聞き漏らしたんですが、過疎債以外のあれは全部二分の一が交付税算入されるということですね。利率について聞き漏らしたんですけど。

議 長 行財政課長

行財政課長 一般公共事業債につきましては調整分でございます、道営事業から公営住宅事業ほか本数にいたしますと、15本の事業に充当されることになり、この事業につきましては1.1%から1.7%の利率で実行することとなっております。償還年限が違いますのでレートが動いて参ります10年ものが1.1、20年ものが1.7というレートになってございまして、事業内容により財源対策債の内容の中で借入を行うこととなっております。

議 長 9 番

9 番 あ、三回だもな、本会議だから。もう一回しかないんでもう一点だけ聞いておきます。この調書補正による表ですね。15年度末現在高見込額というところで、126億4,503万6,000円あるんですけど、これについて概算どの程度交付税算入されるのかお知らせ願いたいと思います。

議 長 行財政課長

行財政課長 これは15年度見込みとご理解願いたいんですが、交付税算入につきましては全体です、46.2%、これは1年間に払う元利償還金があるわけでございますけれども、そのうちの46.2%程度がですね交付税に算入されている。辺地対策事業さらには減税補てん債、過疎対策事業、臨時地方道整備事業、自然災害防止事業、臨時河川事業、下水道事業等々ですね、それと一般公共事業関係です、全体でいいますと46.2%程度の算入が元利償還金で算入されているとご理解願えればと思います。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声)

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第5 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長

ただいま上程いただきました、報告第2号 専決処分事項の報告について、その提案理由の説明を申し上げます。議案書5ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分事項の報告について。緊急執行を要した「条例制定」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

まず概要について申し上げますが、今回改正を行うとする事項につきましては、「町税条例の一部を改正する条例」でありまして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）及び政令、並びに省令が平成16年3月31日に公布されたことに伴いまして、速やかに町税条例の改正を行い、平成16年4月1日から条例施行することが必要となりましたが、議会を招集する暇がなかったことから、3月31日に専決処分をもって、町税条例次に報告第3号に出てまいります都市計画税条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであります。

なお、平成16年度の地方税制の改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環としての税制改正でありまして、本専決処分の改正要旨につきましては、ひとつには個人町民税の均等割及び所得割における、非課税限度額の算定加算額を引き下げる。二つ目といたしまして、個人町民税の均等割における人口段階別の税率区分を廃止し、税率の統一等が今回の専決処分における改正の主な内容であります。さらにつけ加えさせていただきますが、平成16年度の税制改正の法律等の改正に伴いまして、地方税法の一部を改正する条文の中には、平成17年度以後の年度分、いわゆる平成17年4月1日から適用する部分の老年者控除の廃止、生計同一の妻に対する、均等割の非課税措置の廃止、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、土地・建物の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例等につきましては、6月開催予定の第2回定例会に提案させていただき、議会審議をお願い致したく考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議案書6ページお開き願いたいと思います。総総専第2号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

これよりの説明につきましては、別紙お手元に配布の報告第2号説明資料「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」により行いたいと思います。

報告第2号説明資料、「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」よろしいでしょうか。1ページよりご説明申し上げます。改正案につきましては主としてご説明させていただきます。まず第17条第2項の個人町民税の非課税範囲であります。現行「20万円」を「18万円」に引き下げる。これは個人町民税の均等割における非課税限度額の算定加算額の引き下げで、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を、現行の20万円から18万円に引き下げる内容の改正でございます。この引き下げに伴いまして増となる額でございますが、これは404万5,000円ほどとなっております。

次に第25条、均等割の税率、第1項中「年額2,000円」を「3,000円」に改める内容でございます。これは、個人町民税の均等割における人口段階別の税率

区分が廃止されたことにより、現行年額税率「年額2,000円」を「3,000円」に改正するものであります。ここで字句「年額」が改正案で削除になってございますが、これは法律の改正に伴う表現の改正の削除でございます。

このことによりまして15年度当初試算になります。380万4,000円の増となります。これは1,000円値上げになります。このほかに町道民税ということで道民税が現行1,000円ございます。この道民税の1,000円については改正がございませんので、町道民税ということになりますと年額3,000円プラス1,000円の合計4,000円ということになります。

次に第28条の8。配当割額または株式等譲渡所得割額の控除。第2項でございますが、これは適用規定の追加でございます。配当所得割額または株式等譲渡所得割の控除所得割の控除所得額不足額に係る延滞金の免除、還付加算金の計算、控除不足額の充当額の項の追加でございます。

次に第29条の5。町民税に係る不申告に係る過料でございます。第3項でございますが、「発行」を「発付」に字句の改正でございます。ここに書かれておりますとおり過料徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納付期限は、その「発行」を「発布」に改正する内容でございます。

次に第37条。固定資産税の納税義務者であります。但し、「納税義務者」の次に「等」を加える内容の改正でございます。これは見出し規定の整備で、地方税法と字句を統一するものでございます。それに伴い、37条1ページから3ページの6項までは改正はございません。

次に4ページお聞きください。附則でございます。第5条。個人町民税の所得割の非課税範囲等でございます。算定加算額を引き下げる。「36万円」を「35万円」に改めると。1万円下げるという内容のものでございまして、この分につきましても先程の生活保護基準額の引き下げに伴いまして、個人町民税所得割の非課税限度額の見直しでございまして、算定加算額の引き下げでございます。

次に読み替え規定、第15条。項の削除でありまして、特別土地保有税の非課税特例措置についての規定の整備でございます。

次に第15条の2、特別土地保有税の課税特例であります。これは特別土地保有税の課税の特例措置の終了に伴う項の削除でございます。6項の削除に伴いまして、平成16年3月31日で運用規定が切れたための削除でございます。

次に第6項でございますが、このことによりましての項番号の繰上でございます。7項を6項に、8項を7項に、9項を8項にそれぞれ改正する条文中の項の移動でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきまして、議案7ページをお開き願います。附則でございます。施行期日、第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。町民税に関する経過措置、第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成15年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。第3条、固定資産税に関する経過措置でございます。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。第4条、特別土地保有税に関する経過措置。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成16年度

以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成15年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。第2項、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成16年4月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。これは取得分でございます。

以上で報告第2号専決処分事項の報告についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。14番

14番 今回の地方税法の改正。非常に大きな問題を含んでいるわけですね。国は地方分権を推進する上で、それを支える税制の改正だというふうなことをいっておりますけれども、現実はどうなのかといいますと、三位一体で国が地方への財政支出を大幅に削減する。そのために大変な財政困難に陥ってるわけですね。

その一部をいわば地方自治体とそこに住む住民で負担して穴埋めをしろということではないかと思うんです。いま、ご説明の冒頭に、今回の税制改正について、老年者控除廃止、生計同一の妻の非課税措置の廃止というものについては6月議会に提案するというふうに言われております。そのことについては6月にゆずることにいたしますけれども、私は今回いま説明があったように、ひとつは課税最低限引き下げということと、個人住民税の均等割の人口別段階を廃止することによって、最高の3,000円に統一するという内容の改正でありますね。いずれも町民負担増に繋がるものであります。

しかもこういう町税条例が専決処分によって処理されて事後報告される。実施期日は4月1日です。住民の不利益になることについては、遡及してはならないという原則がありますよね。専決処分しておいて、4月1日からということになると、それを免れることも出来るわけでございます。

まず第一に、こういうことが専決処分で取り扱われるということについては、私は大変遺憾なことだというふうに考えます。次に具体的にお尋ねいたしたいのは、課税制定限を20万から18万に引き下げることによって、どういう影響が出るのか具体的にお答えいただきたい。さらに、個人住民税の均等割の引き上げについては、先程の説明の中で述べておられたようですが、これについての影響についてもご答弁をいただきたい。以上であります。

議長 税務課長

税務課長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。前段、今回の税制改正の部分は質問者おっしゃるとおり私も今回の提案にあたっての概要中で申しましたとおり、国の平成18年度までの税制改正における部分ということでありまして、質問者のおっしゃるとおりの内容となっております。それから、6月定例会の関係につきましてはその様にご審議を煩わせて活きたいと思っておりますのでお願いいたします。

次に専決処分のあり方ですが、以前から地方税法の改正が伴う国有資産等所在地市町村交付金及び納付金、地方税法の部分の法律改正部分につきましては

本年につきましても3月26日に参議院通過し、3月31日公布という状況で、こういったことがずっと続いてきているようです。それからいろんな資料等も来るわけでございますけれども、3月31日付をもって専決処分を行わなければ4月1日から施行できないという状況下におかれているのが現実でございます。したがって以前から14番議員からはこのことについてご指摘もいただいております。以前はすべて専決で、例えば17年以後の分についても専決をしてきた経過もございまして、強い指摘を受けましてからこの4月1日から施行の分につきましては抜き出して専決させていただき、直近の議会に報告させていただいている状況でございまして、管内1市9町村でございますけれども、この様な形をとっているのは2町村でございます。あとの町村は主に3月31日にすべて専決しているといった、よい例ではございませんけれどもそういう実態にあるといったこともご参考までに申し上げさせていただきますが、いずれにしても専決を行わないで議会の審議に委ねるのが基本と私も思っております。しかし、この事情をご賢察いただきご理解いただきたいと考えております。

次に非課税限度額の関係ですが、参考資料として配布しております。その中で影響比較表、均等割、所得割の加算額の改正に伴う課税額への影響比較表ということで、現行15年度と改正案における16年度、均等割と所得割に分けて提示させていただいております。

比較していただければわかるかと思いますが、2万円の均等割では減、所得割では1万円の減という状況でありまして、いままでは132万円まで非課税であったものが16年度からは、130万円が非課税限度額となると。所得割では176万円であったものが175万円が非課税限度額となると。こういうことであります。以上でございます。

議 長 14番

14番

専決処分の問題についてあなたが言いたいのは、物理的には出来ないんだと。無理なんだと。こういうことだと思うんです。このことに関して例えば国にですよ、こういうことでは困るんだと。議会審議もしないで専決せざるを得ないようなことになるんだということでですね、意見具申をしてるんですか。国会あるいは国に。どうなんですか。

住民の立場に立って考えていただきたいということなんです。自分達の事務処理上のことだけで考えて欲しくないということを言ってるんですね。

次に、私がお伺いしている影響額というのは、非課税の範囲が拡大されることによって新しく税金を納めなければならなくなった人がどれくらいいるのか。その額はどのくらいになるのか。こういうことをお伺いしてるんですよ。それでないと、住民負担増といっても具体的な数字としてどのくらいのものなのかつかめないわけですね。

それから、均等割の引き上げについてもそういう具体的なご答弁をいただきたいということです。

合わせてこの際申し上げておきたいが、6月の町税条例の改正段階で、具体的資料を出していただきたい。それは老年者控除について高齢者にどういうふうな影響が、負担増になっていくのか。同時に国は老年者の年金控除をやめましたよね。これに伴う影響も私は合わせて大きなものがあると思います。そのことについて具体的な資料を出していただきたい。

それからもう一つは、所得税あるいは住民税の課税最低限が下がることによって、例えば保育料であるとか介護保険であるとか国保税であるとか、他に大きな影響を及ぼしていくんですよね。税だけに留まらないんです。そういうことについても具体的に資料として提示していただきたいと思いますがいかがですか。

議 長 町長

町 長 お答えさせていただきたいと思います。私からは専決処分について。その他については担当課長から答弁させます。

専決処分のありかたについては以前からも議論があります。今回の専決につきましてはご承知のとおり地方税法の一部改正というものが3月下旬に国会を通過いたしました。田宮議員指摘のとおりでございます。地方自治体に与える影響が大きな手法を取っているわけでございます。そういうことについては私も誠に遺憾に存じているわけでございます。どうかそういう国の動向によってこの様な方法を取らねばならないという地方自治体としての事情もあるわけでございます。この点についてはご理解をいただきたいと存じます。

議 長 税務課長

税務課長 非課税限度額に対する人数、金額のご質問でございますが、現在、課税の時期でございます。来月の5日頃になれば16年度分の納付書を発送する段階になれば解るわけでございますが、15年度の課税状況しかございませんがそれでご勘弁をお願いします。

個人住民税の均等割は町民税3,000円、非課税限度額は均等割加算額が18万円、所得割加算額は35万円での条件計算といたしましては、人数は15年度人数で納税義務者数が特別徴収で2,045人、普通徴収で6,907人、8,952人。金額で特別徴収普通徴収足しまして、404万5,000円の増でございます。これは町民税均等割でございます。

この計算結果の基では所得割は出て来ておりません。したがって均等割のみでございます。

それから、町民税均等割の改正に伴う関係でございますが、これも15年度当初の試算ですが、納税義務者数で3,900人、額が380万4,000円の増と試算してございます。1,000円の増になるわけですが、合わない分は普通徴収の収納見込み率を96%と見ている関係上でございます。

それから6月に提案させていただく条例の関係でございますけれども、先程申しました新しい16年度の数字でこれらの影響額を計算しまして資料として配付させていただきたいと考えております。

次に他に及ぼす影響ということでございますが、おしなべて6月の部分にも係ってまいります。一般の主婦に対する均等割課税とかそういった面も出てきますので、質問者おっしゃるとおりいろんな福祉施策だとか、前年度所得の状況の均等割が課せられてるか課せられてないかという状況によってですね、決められるものが数多くありますので、そのへんは庁内協議をさせていただきまして、出来る資料につきましては作成していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 いいですか。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声)

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議 長 意義がございますので、討論ありますか。

(「なし」の声)

議 長 これより起立により採決いたします。本案に賛成の方の起立を求めます。

議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第6、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長

税務課長 ただいま上程されました報告第3号、専決処分事項の報告について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。報告第3号専決処分事項の報告について。緊急執行を要した条例制定を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同上第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

今回の専決処分につきましては先程の2号の中で概要を申し上げました法律改正に伴う同一のものでございますので省略させていただきます。

早速9ページに入らせていただきます。総総専第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例。厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。本報告につきましては、別紙報告第3号説明資料厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、前段に申し上げますが、本条例の改正におきましては、厚岸町都市計画税条例第2条の項番号の変更等であり、地方税法第349条の3課税標準の特例措置の改正に伴う整理でありまして、当町に対する該当また影響は出てまいりませんが、条例整備を必要として行うものであります。

第2条、納税義務者等、第2項であります。これは項番号の変更及び字句の改正でございます。それぞれ削除になっている条項がございますがこれは、東京国際空港公団が所有し事業の用に供する資産の課税標準額の特例二分の一の廃止。そういったものが主な今回の改正でございますので、中身については省

略させていただきますして説明いたします。

附則第2項、宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の特例であります、これも字句の改正でございます。

次に5項であります、これにつきましても字句及び項番号の改正であります。

第11項につきましても項の削除及び変更でありまして、中身的には前段申し上げた内容でございますので、簡単でございますが資料説明は終わらせていただきます。

議案9ページをお開きいただきたいと存じます。附則でございます。施行期日でございますが第1項、この条例は、平成16年4月1日から施行する。経過措置としまして第2項、この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成15年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。以上誠に簡単であります。報告第3号専決処分事項の報告について、その提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認に賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(「なし」の声)

議長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7、議案第40号。平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
行財政課長

行財政課長 ただいま上程いただきました平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、一回目の提案理由を説明させていただきます。

この内容につきましては、平成15年度の国民健康保険特別会計決算において、発生する赤字となる額を、平成16年度の歳入歳出予算に組み込んで、地方自治法施行令第166条の2に規定に基づき、翌年度に繰上充用を行う手続をするものであります。なお、過去におきましての繰上充用につきましては、昭和61年から平成5年までの8年間この処置を行っております。

第1条、歳入歳出予算の補正であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,079千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。次のページお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正。歳入歳出それぞれ、59,500千円の補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。4ページお聞き願います。

歳入であります。1款 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税59,500万円の計上でございます。平成15年度決算上赤字を生じる見込みとなりまして、その赤字相当額を平成16年度予算歳出で繰上充用支出する財源といたしまして、国保税の医療給付分滞納繰越分の収納率100%現年課税分の当初予算からの税額の増を見込み、収納率93%を計上したものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

6ページお聞き願います。続いて歳出でございます。8款 1項 1目 前年度繰上充用金59,500万円の計上でございます。平成15年度決算において生じる赤字額を、平成16年度予算で計上し処理をするものであります。以上を持ちまして議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 引き続き町民課長より議案第40号資料として、平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計決算見込み書が提出されておりますのでその内容の説明を求めます。町民課長

町民課長 配布をさせていただいております資料、平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計決算見込み書により説明をさせていただきます。この資料は、税率改正条例を審議いただいたときに、資料の一部として提出させていただきました平成20年度までの収支の推計、ここでは長期推計と呼ばせていただきますが、この長期推計時に示させていただいたものと、平成15年度決算見込みとの対比で作成させていただいております。

平成15年度決算見込みは、歳入合計14億9,787万2千円で税率改訂時の長期推計との対比では、3,710万5千円の増となりました。歳出合計は15億5,737万2千円で、税率改正時の長期推計との対比で265万2千円の増となりました。

この結果、歳入歳出差し引き5,950万円が不足するものであります。不足額においては税率改正時の長期推計、9,395万3千円より3,445万3千円減少となりました。

次に、長期推計時との対比による歳入歳出の増減の主なものについてご説明申し上げます。歳入では国民健康保険税ですが保険税総体では4億5,045万3千円で、長期推計との対比で1,555万7千円の増加となります。この内一般被保険者医療分は1,297万2千円の増となっています。増加要因は、当初課税後における基準総所得金額の確定と年内移動によります課税額の増加によるものであります。世帯数で115世帯、被保険者数で369人の増加がございました。収納率につきましては、現年度分で医療分93.5%、介護分92.27%、合わせて93.4%を見込んでいるものであります。滞納繰越分では医療分6.02%、介護分6.25%、合わせて滞納繰越分の収納率は6.03%を見込んだものでございます。

次に国庫支出金ですが、国庫支出金総体では、6億1,476万7千円で、長期推計時との対比で1,873万9千円の増加となります。このうち療養給付費等負担金・高額医療費共同事業負担金合わせて1,452万3千円の減となりましたが、財政調整交付金で3,326万1千円の増加となったものでございます。

この財政調整交付金の増加の内訳でございますが、普通調整交付金と特別

調整交付金がございまして、普通調整交付金分が3,010万9千円、特別調整交付金分が315万2千円で、普通調整交付金が大きく増加していますが、これは前年対比での一般被保険者医療分課税調定額が約2,800万円減少したことなどによる収入減に補てんされるものでありまして、これが主な要因でございます。

次に療養給付費交付金ですが、これは退職者医療にかかる給付財源ですが、1億8,201万8千円で、長期推計時との対比では2,147万1千円の増加となります。交付金は医療費支出見込み額の2割り増しで交付されていますが、退職被保険者の介護納付金分も含め、平成15年度では約1,100万円が、必要財源から比較して交付超過となっているものでございまして、これが増加要因に反映されております。

次に共同事業交付金ですが、3,459万5千円で、長期推計時との対比では1,412万9千円の減額となりました。

70万円以上の高額医療費を対象に、北海道国保連合会の共同事業を運営しておりますが、平成15年度から重度心身障害者の特定疾病にかかるものを制度の交付対象外としたことから、長期推計時で見込めなかった大幅な減額となったものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。保険給付費でございますが、保険給付費全体では、9億4,377万5千円で長期推計時との対比では1,186万3千円の増加となりますが、このうち医療給付の大半を占める療養諸費で1,340万円の増加が、主な要因になっております。

次に共同事業拠出金でございます。4,102万2千円で、長期推計時との対比では770万4千円の減額となりました。高額医療共同事業の交付金全体が減額見込みで推移しましたことから、負担すべき拠出金が減額となったものでございます。

以上、平成15年度の決算見込みの概要について説明をさせていただきましたが、歳出については支出確定額となっておりますが、歳入の国民健康保険税については、5月20日現在の収納状況から判断しまして5月末見込み計上としておりまして、5月31日には出納閉鎖時をもって収入額が確定しますことから、別途、今回の繰上充用額の精査を行い、決算額を確定させていただくこととなりますことを申し添えまして、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長　　これより質疑を行います。14番

14番　　お伺いしますが、この長期推計の決算見込み。これはあまり聞いたことがないんですね。これとの比較でいまお話しをされているんですけども、さっきお話を伺うと平成20年度まで出してるんだと。お目に掛かったことないですよ。まあいいですそれは。そのことについてお答えいただきたいのと、私たちが平成15年度の決算見込みというと、3月議会で出された4回目の補正予算ですね、国保の。これとだいたい比較してみるしか便法はないわけですね。

それで見ますと、歳出はそう大きな変わりはないわけですが、歳入の面でここでは15年度決算見込みが14億9,787万2千円というふうになっておりますけれども、いまお話ししたように3月議会に出された4回目の補正予算で見ますと、15億6,289万5千円で、6,502万3千円入ってこない。こういうことになるわけですね。食い違いが出てきてるわけですが、これが今回の繰上充用をし

なければならない要因ではないのかと思いますがいかがですか。

議 長 町民課長

町民課長 お答え申し上げます。議員おっしゃるとおり先程説明申し上げました資料の中で、長期推計の見込みというものを使わせていただきました。

この資料は議員ご覧になってないというお話しでありましたが、税率改訂時の資料の中で、平成20年度までのあくまでも推計としての年度別収支実績及び推計というものを出ささせていただきました。ご審議いただくときに、当初予算でありますとか前年度の決算との比較をお示しするよりは、一番新しく説明させていただきますいただいた15年度でこの程度の決算になる予定ですというものと比較させていただいたほうがよくご理解いただけるんじゃないかということで今回使わせていただいたわけでありまして、そのへんはご理解をいただきたいと存じます。

それから二つ目の3月補正時との比較のお話しで歳入が落ち込んだというお話しでございますが、3月時点までの歳入の見積方につきましては特に保険税の滞納繰越分の収納率そのものも実際に入る収納額を大きく見込んだかたちの中で当初からこれは予算組む上での財源確保として、滞納繰越分含めて収納率を60%に見込んだ中での財源振り分けをしているというのが当初予算からの予算の組み方でありまして、そういう意味で最終的に歳入としましては先程申し上げましたとおり6%程度のものに額を確定する。それ以外に増減される部分で議員おっしゃるとおり約6,000万近く落ちたんじゃないのかということが今回の繰上充用に係る金額になってくるんじゃないかということについては、要素としてはおっしゃるとおりでございます。

個別の中身につきましては資料として示ささせていただきました歳入での増減、歳出での増減というものを合計した中で、歳入歳出のバランスの取れない不足分を繰上充用させていただくという形をとらせていただいております。

議 長 14番

14番 冒頭、説明なさったときに繰上充用というのは昭和61年ですか、最近は全然お目に掛かったことはないですね。今回こういったことで久しぶりに出てきたんですが、これからの国保の財政運営見通しなんですが、既に平成16年度については国保税の引き上げが決まっておりますので、それにおいて国保税が増額になってくるということで、さらに追い打ちをかけるように平成17年度も既に見込みとして立てておられますね。実施になるかどうかというのはこれからの問題ですが。そういう点では繰上充用というのではないというふうに考えておられますか。

議 長 町民課長

町民課長 平成16年度に課税させております税率等につきましては、先般決定いただいておりますので、この税率あるいは世帯人数に係る金額を適用させていただいて16年度の保険税課税額がどういう数字が出てくるんだということを来月初めから作業をすることになっております。

課税資料に基づいて保険税の算定をさせていただいて、6月議会には正式な

新しい税率を適用させていただいた数字としてお示しするという事で考えております。

17年度以降の繰越充用のお話しでありましたが、先程申し上げましたように16年度の保険税の新たな課税額のシミュレーション、この時点では大まかには年度末の不足する財源、長期推計の中で出させていただいた数字とどの程度差が出てくるんだということについては、当初の中である程度推測はつきますがこれはあくまでも推測の数字でございまして、そういう意味では年度末におけます保険税の収納額状況等々も含めて数字が動いてまいります。

それから医療費そのものも、私共が推計したとおり行くというふうにはまいりませんで、そういう意味では支出そのものも動いてくる。基本的には毎年決算状況を推計し確定させていただいた中で、翌年、翌々年の財源確保といえますか、国保会計全体の運営についての推計をしていかなきゃいけないと思っております。そういう意味では17年度も規定の定規でこれだけ上げさせていただくという資料も出させていただきましたがそのとおり進むということではありませんが、16年度中にまた財源のあり方といえますか、国保会計の推移状況を見ながら検討を加え精査をさせていただいた中で17年度に向けた財源確保ということについての議論をまた議会の中でいただくということになるんだと、私共は認識しております。

そういう意味で毎年検討を加え、精査をしながら進めていきたいということが基本でありまして、そういう意味で早い時期に、長期推計の中では20年度までいってもまだ赤字が残っているというような資料をお示ししましたが、早い時点でそれが解消されるんだということなるとすれば、それも新たな視点の中で検討を加えていかなきゃいけないというふうに思っております。

そういう意味で17年度繰上充用がなくなるのではないかとというご期待にはいまの時点では何とも申し上げられない状況だということについてもご理解をいただきたいと存じます。

議 長 14番

14番 ちょっと質問が後先になりますけど、もう一回お聞きしますが、歳入の面でここでは国保税について4億5,045万3千円と決算見込みとしておられるわけですね。予算からいくと当初では4億6,443万6千円を予定しておられた。その上年度途中で6,150万7千円の補正をなさったんですね。そして5億2,549万3千円というふうに見込まれたんだけど、結果的には補正した分も全然入ってこないどころか当初予算で見込んだ額よりも決算見込みが少なくなるということになっておりますがこれはどういうことなのか。

もう一つは共同事業の交付金について700万くらい予算から見ると決算見込みが少なくなってますね。これについてご説明ください。

議 長 町民課長

町民課長 最初に、共同事業で700万の減少というお話しですが、共同事業拠出金の法でしょうか。

(「共同事業交付金だよ」の声)

町民課長 700万というのは拠出金との差額の話でしょうか。

（「4,102万1千円なんだわ。だけど実際の資料では3,459万5千だから。」の声）

町民課長 解りました。まず税の最終補正段階で6,100万円の増額補正ということについてご説明申し上げますが、先程も申し上げましたとおり、当初予算の組み方としまして滞納繰越分の財源を60%見込んでおりました。3月補正段階で歳出そのものは1年分という額が想定されるわけでありますから、当初の段階から1年分の財源として予算を組む上では、3月段階で滞納繰越分を100%入るといふものの数字にですね、補正段階出ささせていただいたと。これが議員おっしゃるように3月補正で大きくなったのではないかという裏付けのものでございます。

こういう組み方について入る予定もないのに何故そういう補正の組み方をするんだという疑問は私方も持っておりますし、議員のみなさんもそういう認識でいらっしゃると思いますが、予算の組み方の上で架空の数字そのものも使えないわけでありますから、保険税の滞納繰越分そのものの財源を3月補正の段階で100%計上させていただいて、歳出に見合った歳入の確保ということの数字上の操作をさせていただいているというのが実情でございます。

共同事業交付金の予算2,710万1千円と、決算段階での3,459万5千というこの対比のお話しでございますが、（しばらく沈黙）すいませんちょっと。

議 長 暫時休憩いたします。
（休憩時刻 午前11時28分）

議 長 再開します。町民課長
（再開時刻 午前11時30分）

町民課長 時間をとらせまして申し訳ございません。共同事業交付金の最終歳入予算との対比でさらに700万が落ちているということについてですが、3月段階で実は歳出におけます共同事業拠出金の減額分、770万程度であります。これを減額をして歳入の中で4,102万1千円減額予算を組みました。そこからさらに今回、決算見込み3,459万ですから、700万何某落ち込んだということについての内容でございますが、これは制度上70万円以上の高額医療に対しての共同事業をいう制度でございましてそのへんはご承知だと思いますが、さらに落ち込んだ要因としましてこの70万円以上の高額医療の対象となる件数総体が、厚岸町の場合は当初見込みより少なかったということで交付金そのものも減額になったということでございます。

議 長 特に14番

14番 どうも納得いかないんで。それで国保税の補正6,150万7千円というのは、3月10日開催の議会に出された補正予算でなされてるんです。それが結局全然入ってこないと。で繰上充用をやらなきゃなんないんだと。大変な見込み違い

でないんですか。これは納得できないです。

議 長 町民課長

町民課長

あの、議員おっしゃるとおり事務作業としましては歳入歳出の予算を同額で組むというルールがございます。そういう意味では当初予算から保険税の滞納繰越分につきましては60%の収納があるんだということで予算を組ませていただいていると。で、この間何年間か50%を見込んだという年もあります。当初予算の組み方としてそういう数字を見込んだ中で歳出の予算そのものも財源振り分けをして歳出の予算を確保するという手法を取ってまいりました。

14年度までは最終的に見込んでいた保険税も入ってこない。医療費が急遽伸びましたということによる税源不足も重なってくる。そうした単年度決算上における不足財源につきましては、一般会計からの繰り入れという緊急措置でやっております。今回15年度の決算におきましては、税率改正の議論の中でお話しさせていただきましたとおり一般会計からの繰り入れもふんだんに出来る状況にはないと。そういう意味ではこれも一般会計からの繰り入れ額を抑制させていただくというかたちの中で、予算全体を運営していくという中では14年度までの国保会計の運営とは違って最終的には歳入欠陥を起こすということは議論の中でご確認いただいたんだというふうには思っております。

そういう意味では15年度決算見込みで議論いただいておりますが、繰上充用で対応せざるを得ないという、何年間はこうした見込めない財源も裏付けとして財源振り分けを確保しながら予算を組まざるを得ないということも、是非仕組みだけはご理解をいただきたいと存じます。

(「納得できないよ」の声)

議 長 休憩します。
(休憩時刻 午前11時35分)

議 長 再開します。行財政課長
(再開時刻 午前11時40分)

行財政課長

3月議会の関係も含め、国保会計の考え方として、提案理由も含めてご説明申し上げたいと思いますけども、田宮議員おっしゃるとおり3月議会において国民健康保険税の増額補正をしていると。この時に私共提案理由といたしまして、この保険税を組むにあたって、歳出規模に見合った保険税の計上ということを申し上げました。

実はいま町民課長からも説明がありましたけれども、過去においては収支不足を補てんしてきたという経過がございます。それで、15年度の国保会計の繰り出しというのは1億9,818万7千円という最終予算計上になっております。

そういう意味で前年度は1億9,686万8千円ということでございまして、一般会計としてもこれ以上の赤字補てんするような状況にはなっていないということで、国保税については現年滞納分含め債権債務については基本的には取れる取れないは別にして債権債務があるという状況でございます。

ですからその予算計上をさせていただいたということでございまして、税源

としては架空ではないと認識しております。ですけどこの滞繰分含めて果たしてその率が取れるのかということになりますと、例年からするとこの率はなかなか難しいと思いますけれども、予算編成手法の中でこのことを出ささせていただいた。ただ、この段階で繰上充用するだとかその議論は確かにこの補正予算の中ではなかった。ただ、ここでこの議論とは他に税率改正という問題がありまして、その中で赤字が発生するという話は、予算の場ではないところで議論はされておりましたけれども、この中では来年度どうのこうのという議論はなかったわけではございますが、説明不足もあったかも知れませんが、国保税についての取扱については、今年の当初予算もそうなんですけれども昨年の当初予算もそうでございます。60%という滞納繰越を組んでいるという状況でございます。

これが実態としてどうなのかということは努力目標としてはございますけれども債権債務があるということの財源はあるということの中の予算手法を取らしていただいたことについてご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議 長 3 番

3 番

私も聞こうと思っていたところが14番のほうから逐次ありましたので、二点ほど質問させていただきたいと思えます。

後先になると思えますが、はじめてこの様な言葉を聞かせて勉強させていただいたわけでありまして、今年3月に議案第101号の説明資料をいただいております。この関係で若干質問をさせていただきたいと思えます。

資料の中で、医療介護保険税等の改定による国保税額の推計費というものを当時いただいております。その医療介護の合計が、平成15年度の税額が4億5,717万7千円と試算されております。

今回説明資料をいただきましたが、先程から議論されております長期推計の数字が4億3,400万、そして3月での決算見込みの数字が4億5千万という数字になって、3月末時点では長期推計と比較して1,555万7千円の差異が発生しておるというようなことですが、先程申しましたように保険税を改正するときに平成15年から16年度に向けての資料、改定理由の数字。この根拠に出された数字が4億5,700万といいますが、3月時点で15年度末での4億5,700万という数字を推計したんですけれども実際には672万4千円ほどの差異が発生したということではよろしいのかどうか。

その上で先程田宮議員からも質問があったんですけれども、16年度は7,900万ほどが町民の負担増になると。私は、3月末時点と比較して大きな差が出ないで3月末の数字になったのではないのかなと理解しておるんですが、その時点から見て当初、保険税を値上げするときに試算した数字と、今回実際に3月末を迎えた時点で大きな差異がない、私は大きな差異がないと判断しているんですけれども、こういう現状の中で7,900万ほどの本年度上げという推計を出されているんですけれども、今後この値上げが適切だったのか、現時点で判断しにくいという話を聞いたんですけれども、現時点でおおよそ狂いが無いような推移をしてきているのかどうか。値上げをする時点での判断。まずお聞きしたいと思います。

町民課長

お答えさせていただきます。税率等改定の際に出させていただきました資料との比較のお話でございます。税率改定の時に出させていただきました国保税額の推計比較ですが、議員おっしゃるとおり医療介護含めて15年度4億5,700万という推計をしております。これはあくまでも当初課税における現年度分だけの数字でございます。今回決算見込みのなかで出させていただきます15年度の国民健康保険税の決算見込みの合計額4億5千万ですが、これは滞納繰越分の数字も見込んだ数字であります。そういう意味ではこの数字だけでは比較が無理だということにご理解をいただきたいと存じます。

決算見込みで載せております一般被保険者の現年度課税分の医療分3億7,728万1千円でございますが、これは推計時点では3億8,800万という数字を推計として載せております。これは当初課税におきます課税調定額を基準に算定しております。年度末におけます課税調定額そのものは一般被保険者現年度医療分としてはもう少し現年度医療分としてはもう少し上がっております。4億ちょっとの数字でありまして、決算としましてはその4億円から課税総体としていくらか収納されるんだということで最終的に93.12%一般被保険者現年分といたしましては3億7,700万という数字を決算として見込んでおりますという、数字としてはそういうことにご理解をいただきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり大きな誤差といいますかそう大きな見込み違いというものは15年度決算を迎えて、なかったんでないかというふうに認識しております。

二つ目の、3月末の見込みの中で16年度税率改定をいただきましたもので課税をさせていただくというかたちになるわけですが、いま現在の判断といたしましては、単年度赤字総体が当初9,300万円見込んでいたものが5,950万に収まったという意味では若干安堵の部分ございますが、問題は歳入の動きがどうだということではなくて、歳出がどういうふうに動くんだということが国保会計の運営の舵取りを決めるということになるものですから、そういう意味では歳入よりも歳出の動きそのものが非常に見込みの中では260万程度の増ということで収まりましたので、こういったものが歳入の中で若干上積みされたものが積み重なって3,700万の歳入増があったと。それが赤字分の見込みとして減ってきたというふうに思っております。

税率改定いただくときの御議論は、16年度単年度分の財源不足がどの程度になるんだということを基本に議論いただいて、その額が推計値とこれから増える分、減っていく部分の調整をしながら約1億2,700万という数字を申し上げたと思っております。これを基本に一気に単年度でやるのかどうかという御議論もいただきながら、これは国保運営協議会の議論でございますが、一気に上げるといことは現下の経済情勢の中では非常に厳しいものがあるといったような判断の中で16、17の二ヶ年に分けて税率改定をしていこうという原案を元に議会に提案させていただいて説明させていただいたという経過でございますので、現時点では16年度の税率等の改定そのものが、改定幅について適正かどうかということについては国保の事業そのものの安定運営を基本にして考えますと、収入不足が発生をし、その収入不足を解決していく。健全運営そのものが早い時期に解消されるということを我々としては望んでいるわけですし、それが二ヶ年三ヶ年にわたってこうした状況が続くということも想定しながら、現時点

では16年度の税率等の改定に向けては改定いただいた税率等でシミュレーションさせていただいて望んでいきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 3 番

3 番 一点目ですが、現年度分の資料だけでさらには滞納分が加算されていないということで理解いたしました。ありがとうございます。

二点目でございますけれども、正直言いまして3月に資料いただいたときに判断しにくい部分があったのかと思いますけれども、確かに財源が厳しくなってくるんで、いつからとはいわないけれども16年、17年で8,000万くらいのを二ヶ年にわたって計画してるんだと。15年も当然足りないわけですよ。説明を受けた段階では私の頭の中では15年度も足りないんだと。こういう理解には確かに厳しいんだろうけれども3月末で。過去は一般会計から繰り入れしてくるんだろうけれどもこの様な数字になるかどうかということはなかなか判断が出来なかったんです、正直なところ。

ですがお宅等はプロなわけですから当然はじめて聞かせていただくような繰上充用金、この様な制度を使って利用されるというようなものもある程度開示をしていただければ、もっと理解する上で適切ではなかったのかなと思います。反省しておるところでございます。

いずれにいたしましても若干でも改善されてきている。早めの国保対策というものが必要でないのかと判断するわけでございます。今後もしっかりと財務推計を試算していただきまして町民のみなさんが安心して将来国保会計を利用できるような取り組みをしていただくようお願いいたしまして質問とさせていただきます。

議 長 町民課長

町民課長 税率改正の説明をさせていただく中で、15年度の状況、赤字になった時点での具体的決算の手法等について説明不足があったということにつきましてはお詫びさせていただきながら、今後より説明の中で注意を図りながら同じテーブルの中で議論していただけるよう努力させていただきたいと思っております。

それから、早めに赤字解消がされていけばということについてのご意見非常にありがたく思っておりますが、基本的には先程14番議員さんに申し上げましたとおり二ヶ年分が既に走っているというふうに私共思っておりません。そういう意味で単年度の状況を見ながらさらに議会の場で議論をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますのご理解をいただきたいと存じます。

議 長 よろしいですか。9 番

9 番 非常に不可解なんですね。ここでお聞きいたしますけれども、平成15年度の滞納繰越の収納率はいくらなんですか。

議 長 税務課長

税務課長 平成15年度につきましては、平成16年3月31日で決算を終えまして、残念ながら前年度を下回る結果となっております、6.03%となっております前年対比2.97%の減となっております。

議 長 9 番

9 番 このいわゆる繰上充用するための財源の求め方に問題があると思うんですよ。6.何%のものが確定財源といえますか。そんなものを何であれに充てるんですか。まるっきり嘘の予算をつくってるといわざるを得ないんですよ。

ですからね、国保税の条例改正の時にあなた方こう言ってるんですよ。この改定によって、一般・退職の医療費分調定総額は7,980万増加すると。それによって一般会計からの繰り入れが減るんだということを言ってるんですよ。何でこの7,980万ですか、これは当然保険税の当初予算の歳入にも組んでいないと思いますおそらく間に合わなくて。それがそのまま残ってるんですよ。そうやって値上げを我々も承認したわけですから。喜んで承認したわけじゃありませんよ。本当に町民に誠に申し訳ないと。町民の国保税に対する値上げの批判はもの凄いな批判ですよ。それにもかかわらずこういうことをやって来たんじゃないかと思うんですね。不確定財源ですよこの滞納繰越は。

どこに実績から行って6.何%。そうなんだ、さっき計算してみたら6,691万3千円予算現額、それに対して決算で見ると459万9千円と15万1千円。500万足らずにしかなくてないんですよ。税務課長の言った6.何%って言うのは合うんですよ。

そんなものをね、財源に組むこと自体がね、予算の本文を無視してるんだわ。ただそればかりでね、やり繰りばかりやって予算の本文を完全に無視してるともうですよ。そんな不確定財源を予算に組むこと自体がね、おかしいものであってそこら辺の考え方をもう少しきちっと答弁してもらいたいとも思います。

議 長 行財政課長

行財政課長 予算の基本的なことをご質問されておりますのでご答弁申し上げますけれども、予算につきましては議員おっしゃるとおり歳入歳出のバランスをとる大原則でございます。その中で決算においては赤字決算は許されておられません。ですから単年度主義であります。そういう意味では例外として繰上充用があるということでございます。

過去における国保会計における予算編成の中で行ってきた経過でございますけれども、一般会計もこの特別会計、企業会計に基本的には繰り出しする基準がございます。繰り出し基準の基本については当初予算計上を過去においてもしてきたと思いますけれども、ただその会計の中において自助努力できるものについてはなるべくやっていただくということで、ルール分の計上しか当初予算においては過去においてもしてこなかったと思います。特に国保会計においては。

そういう意味では滞納繰越分の国保税の実績とはちょっとかけ離れた数字で、債権としては滞納繰越分として財源がありますので、そういう意味ではその6.何%、取れた時期には10%近く滞納繰越分については収納できたと思いま

すけれども、それを超える歳入については組んできた経過があると思います。

近年、財政状況非常に厳しくなっておりまして歳出、特に医療費にあせたかたちでの歳入財源。これが歳入としての税としての架空債権として組むと言うことはこれは財政法上とんでもないことで問題がありますので出来ませんけれども、債権債務があるということの中では収納できる出来ないという努力の問題はあるんですけれども財政予算手法の中でそういう手法を取らせていただいたというふうに思っております。

これは非常に内容的には、健全財政を維持するという立場ときちんとした予算編成の意味からすると若干問題はなきにしもあらずなんですけれども、そういう意味の中で取り組んできた経過があります。

それで、先程も14番議員にもお話ししたわけでありましてけれども、確かに3月議会の中での国保税の増額の中で歳出に合わせた中で組む、そういう中で昨年度から比べ1億9,800万という平成15年度の繰出金でございますけれども、前年度は1億9,700万、だいたい2億が限度という中で国保会計とのやり取りをしてきたわけでありましてけれども、限界があるということでこの段階においては国保税で債権としてございますので、それで歳出に合わせてかたちで予算を組んでいったという状況であります。

ただ、この段階でこの繰上充用という言葉が財政当局として発しなかったということ、そういうことも考えなきゃいけないという言葉が発しなかったことに対しましては、財政を預かる担当として答弁足らずだったと思って反省しております。

いずれにいたしましても収納出来る予算を持って歳出を組むということが大原則であることを肝に銘じて、今後財政運営をしていかなきゃならないということは当然であります。

いずれにいたしましてもこの国保会計について非常に厳しい状況にあるということで税率の改正も行わせていただいている状況でございます。そういう意味で大変私共もこの予算編成については苦慮してございますけれども、特段のご理解を願いたいと思っております。

議 長 9 番

9 番

特段のご理解を願いたいってね、はっきりしてるしょ。不特定財源だってはっきりしてるしょ。6.何%の収納率。仮に10%上がったって16.何%の収納率ですよ。それを財源に組むこと自体がね、予算編成上根本から間違ってるしょ。到底私はこの予算はね承認出来ないですよ。

ですから組み替えか何か修正する意思はないのか。厚岸町議会の汚点になりますよこんなもの通したら。確定されていない財源を組んでですね、それを通せっていうほうが無理だと思わないですか。

なして、値上げをしたときの7,980万という財源があるわけですから、何でそれをあれして補正に組んでみてなかったんですか。

ということは当然現年度町税分でもって補正組めるでしょ。そしてね、丸二日掛かったんだわ。そうして審議してやったものをさ、それをぶっ飛ばしてそしてね、本当に不安定な財源を組むこと自体私はなんぼいろんな予算編成上のあるかも知れないけどね、私はあんた方の考え方には到底ついていけない。これはあまりにもね、ただ技術的にやるということではとおらないですよ。き

ちっと筋を通した正当なものにしていくのが行政でしょ。その修正する気持ちがあるかないか。私はこの予算には到底議員として賛成するわけにはいかないんで態度をはっきりしますけれども。それを聞いておきたいと思います。

議長 助役

助役 私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、3月段階で国保会計の予算を組むにあたりまして、先程課長からも答弁しておりますが、歳出に見合った歳入を作らなければならないと。要するに赤字決算といいますか、歳入歳出のバランスの取れた会計予算を出さなければならないという大原則があります。それで、先程委員がおっしゃいます7,980万、これは平成16年度4月1日以降から施行される増額分でありまして、この会計の中で処理するには、つまり一般会計繰出金というのは税率改正の中でもご説明させていただきましたけれども、一般会計繰出金はもう限界であると。従いましてこの税率を改正して歳出に見合った歳入を組むためにはそういう改定が必要であるという考えから国保税の改正についてご審議いただいて、さらには単年度ではこれまでの赤字を解消するには無理ということでもありますので、国保運営委員会から答申いただいた内容を尊重するといいますか検討の結果、二ヶ年で改定をするということも改定案の上程の際に説明させていただいております。

今回5,950万の繰上充用をさせていただくというものにつきましては16年度の財源を15年度に振り分ける内容でございますので、松岡議員がおっしゃるような、歳入の見込みのないものというふうには我々は捉えておりません。

この会計の中で今後も不特定の歳入、先程言いました滞納繰越分、実際には6%しかないのに60%以上の歳入を見込んで計上しなければならないと。それは歳入歳出のバランスをとるためのひとつのその時点での手法でありまして、結果的には今回上程させていただく内容となっております。そのことを是非ご理解いただきたいと思いますし、今後もさらに歳入の確定にあたっては、税務課等とも連携にもなりますけれども最大限努力をして歳入の増といいますか、いうことに努力を傾注してまいりますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

議長 特に、9番

9番 そうするとあれですね、確認しておきますけれども、この予算案はこのまま通していただきたいということですね。修正する気持ちはさらさら無いとそういうふうな受け取っていいですね。

それともいま助役が言ったように6月定例会までには直すとか、何とかそういう手法を取るつもりもさらさら無いんでしょ。それを確認しておきます。

議長 町長

町長 私からお答えをさせていただきます。既に松岡議員もご承知だと思います。決算というのは赤字は出せないなのであります。

そこに地方自治法施行令で許されております、繰上充用金というものがあるわけでありまして。今回提案をいたしておるわけでありまして。すなわち16年度の

予算を繰り上げてバランスをとるという方式でありますので、この点についてはご理解をいただきたいと存じます。

議長 他にありますか。1番

1番

繰上充用という耳慣れない言葉が出てきたというようなこともありまして、なかなか論点が明確に解りづらい部分もありますので、ちょっと整理するような意味も含めてご質問させていただきますが、まず今回の補正額が5,950万になってますね。で、今後歳入国保税のいわゆるプラスの補正というのは考えられるのかどうか。

いま資料を持ってないので、相当長時間にわたって国保税の増額条例改正について色々と論議がありましたですね。その時はたしか7,980万年間の国保税の増収が見込まれるという話ではなかったのかと思うんですが、今回滞納繰越を除くと93%の現年課税の部分で1,627万3千円しか見ていないわけですね。そうすると今後これは補正が可能なのか。この点です。

それから、現年課税分としては100%は上程していませんね。先程の説明では93%というふうにされてました。その根拠はおそらく例年からの実績を見ると93%とか94%とかその程度以上のものを上程しても結局は実際には入ってこないことになるので、その程度の数字で歳入を見ていかなければならないという実際上の計算があると思います。

滞納繰越分は先程100%というふうに聞いていたんですが、何%なのかそのところをはっきり言っていただきたいんですが、いずれにしても昨年、一昨年また前の年というふうに見ている実績よりは、遙かに大きいと思うんです。

それで、財政課長は債権があるから載せてるんだと。だから違法ではないんだという言い方をしているんだけれども、いま論議になっているのは不当の問題ではないのか。違法ということになったらこれは大変な問題ですから。そうすると何で現年課税の時だけは実績をきちんと計算して93%に押さえながら、滞納繰越分のときだけは実勢を無視した数字をあげるのかということについては説明はありませんね。不当という意味において。その点についてお聞きしたいんです。

それからですね、前年度繰上充用金の話ですが、先程説明不足があったようだというような言い方でおっしゃってるんだけれども、非常に今回ですね、いままでも国保税の議論がないままに今回ポンとこの補正予算が出てきたわけじゃないんですよ。もちろんこれは私がいうまでもなく非常に国保税に関してはえらい時間をかけて色々な観点からの議論が議会で、全員委員会や予算の中であるいは一般質問の中で行われてるんですねこのところ。

その中で、手法としてですね大赤字が出るであろうということが例年から見られるということについては議員の方でも理事者のほうの説明でも一般認識ありました。これはいい。そのいわば赤字解消手法についてはいままでは一般財源の繰入でもってずっと行ってきてたんですよ。それも大変だと。値上げしなきゃならないんだという話で結局先程の議論にもあるように決して諸手をあげてということではないけれどもこれは仕方がないというかたちでの、これはもう理事者にとっても同じだと思いますけれども、賛成ということで条例案の改正があった。それでそういう背景を見ながらお聞きするんですが、今回はまた例年どおり大きな不足額が出るであろうと。それを穴埋めしなきゃなんないん

だが一般財源からののは難しいから前年度繰上充用という手法を取っていかねばならないであろうというふうに財政当局においていわば見込みを立てたのはいつ頃なのか。これがいわゆる条例改正委員会の審議、それから3月新年度予算の審議、そういうものが全部終わってからなのか。それともずっと前なのか。いつ頃なのか。その点についてきちんとご説明をいただきたい。

議 長 町民課長

町民課長 予算の中の保険税の部分につきまして私のほうから答弁させていただきま
す。議員おっしゃるとおり現時点では5,950万を歳入歳出でそれぞれ16年度予
算の中で上乘せをするという手法を取らせていただいておりますので、この財
源としまして16年度予算の中では、15年度から繰り越される滞納繰越分につ
きましては100%の額を見込んでおります。

当初予算では60%、繰り越しする額そのものが当初予算の見方の時点と現時
点では実際繰り越しされる分が確定しますので数字変わってきますが、当初予
算の中では収納率を60%とみまして4,622万9千円という滞納繰越分を計上し
ておりましたが、今回滞納繰越分総額8,945万6千円100%分をまず見込みまし
た。そしてこの当初予算と今回補正させていただきました補正後の金額の差額
が4,322万7千円となります。単純に5,950万からこの4,322万7千円を差し引
いた不足する額1,627万3千円を16年度の現年度分の医療費分で補正上積み
をさせていただいたという中身でございます。

最終的には現年度分の医療分は、当初予算編成段階では収納率94%で見
ておりましたが、補正後の数字は新たな税率引き上げの数字等を使っておりませ
んからあくまでも当初段階でシミュレーションさせていただいた課税調定すべき
額を基本としておりますので、収納率そのものは1,627万3千円を上積みをし
た後の収納率は98.12%まで上がります。

先程来のお話のように、収納見込めないものを用いてるという部分につ
きましてはご指摘のとおりであります。補正予算の組み方の手法として、こ
ういうやり方を今回補正としてあげさせていただいたということござい
ます。

次のご質問の今後の予算の見直し時期であります。6月に入りまして新
しい課税データの中でシミュレーションをさせていただいて、16年度当初として
課税額を確定させていただきます。その時点で総体としてはこの額になります
ので、この額に補正させていただきたいというものも提出させていただきたい
というものも提出させていただきますし、一世帯あたりあるいは所得階層別の
シミュレーションそのものも資料として16年度課税分としてこうなりました
というものを合わせて提示させていただきたいと思っておりますことと、これは
6月定例で提出させていただく考えでございます。

議 長 行財政課長

行財政課長 繰上充用の滞繰100%の見方の考え方についてお話しさせていただ
きたいと思っておりますけれども、繰上充用の基本でございますけれども、収入の出来な
かった財源を持ってまず翌年度にその財源を充てることをまず基本としており
ます。

ですから滞納繰越分については先程も言いましたが債権としてありますの

で、まずそれを第一義的に繰上充用の、要するに収入出来なかった金額を先ず持って翌年度で組むという基本がございます。

それと繰上充用の行った時期でございますけれども、予算執行事務については原則3月31日まですべての事務を終了しなければなりません。しかしながら、地方自治法の235条の2出納整理期間が設けられている。その中で決算することを基本としております。ですからこの判断は、歳入関係含め、このほかに財政調整基金とか含めてもう一つの考え方としましては、国保連合会から支援を受けるシステムもございます。ですから、歳出に見合う歳入の確保含めてこの出納整理期間中に整理をした中で、これが非常手段として翌年、歳入のバランスが崩れてるわけですから、繰上充用の判断をした時期というのは、この出納整理期間でなければこれを行うことが出来ないことになっているというのがこの制度でございますので、この処置というのは4月1日から5月31日までの間に基本的に骨子としてまとめて物事を決めた行ったという内容になってございます。

議 長 みなさんちょっと長引くようなので、ここで1番さんの二回目の質問は昼食後にしたいと思うんですがいかがでしょう。

議 長 進めていきたいと思えますんで。1番さん。

1番 いま話を聞いていると、最終決定をしたのはいまあなたの言ったとおり。私が聞いているのはそんなことじゃない。予測可能性というのは当然あるわけでしょう。そうすると道は三つぐらいしかない。その内から繰上充用の可能性は非常に強いというような思考があるんじゃないんですか。

私の話を上手に逸らしているけれども、非常に答弁がお上手だから。けれども私が聞いているのは実質的にこうしなきゃならないなという予測が固まってきたのは何時ころかって聞いているんです。そういうことはまったくあなた達は予測もしていなかったと。考えてもいなかったと。ただその時期になって判断をせまられたんで、これで行かざるを得なくなったと。

したがってこの条例改正審議や予算審議の中ではそういう話が出来なかったというのであればそれはよく解ります。そういうことなんですかっていうことを聞いているんです。最終判断の話しじゃないってというのはあまり質のいい答弁じゃないですね。

それからいま話を聞いておぼろげながら出て来る話のひとつなんですけど、現在の補正では、滞納繰越を100%にして財源を作る以外に、許されないということなんです。そこなんです。前年度繰上充用というようなことを行うためには、先年に入っていなかったものを100%載せて、そこから財源を作って見せなければ出来ないんだと。会計手法上。というのであれば解る。あなたのいまの答弁は何となくそれを伺わせるような物言いなんだけれども、もしそうであるならば、最初の提案理由説明の時からそれをきちんと説明して欲しいんです。そうするとこんなに無駄な議論をしなくてもいいことになる。

まあ、そんなことすらお前達は解らないのかと。もっと勉強すれというのであればこれは私のほうが申し訳ございませんといわざるを得ないんですけども、いずれにしても繰上充用ということの制度の意味も私なんかは余りよく分からない。本当に例外的で何時も議会に出てくるようなものじゃありませんか

らね。で、審議を色々聞きながら資料を手回ししていただいた中で、なるほどと思う状況であるわけですがけれども、やはりその点はきちんと説明をしていたきたいんです。

先程、この条例改正によって約8千万の歳入の上積みが可能になるという話ですよね。それについては6月議会に補正を出す。これからじっくりとシミュレーションをしてどの程度の歳入増になるかを調べてから出しましょうというふうに言ってるんだけれども、もしこの滞納繰越分100%を財源とする以外でも出来るのであるならば、いまお並びの議員さんみんな思うと思うんですがそういう入ってくる見込みのあるもので増額をして財源を作って、前年度繰上充用金の支出をすべきでないのかというふうに思うのは常識だと思うんですよ。

先程助役は60%、60%って振り回してたけれども、間違いですね。100%です。そういう数字の間違いを答弁者が平気で行うというようなことはやめてください。私が質問に立つ前に答弁の修正をすべきじゃなかったんですか。

それで、100%と6%ではあまりに違いすぎるんですよ。ですから当然こういう疑問が出てくるのは当たり前だともうんですね。けれども100%載せて財源を紙の上で作って見せなければならぬという決まりなんです。何に拠るか知りません。財務規則の何条の何項でこうなってるんですというのであるならば、それは当初からきちんと説明してください。

議長 助役

助役

まず先程の私の答弁、あの訂正すべきではないかというご指摘ございました。大変申し訳ございません。当初で見ていた数字が頭にありまして、それを60というふうにお答えさせていただきました。大変申し訳ございません。決算段階では100%を、3月の補正段階では滞納繰越分を100と見ていたということでございますので訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

それと、この15年度決算が赤字になるであろうという見込みを立てましたのは、15年度の中頃と記憶しております、実際は。このままでいけば国保のやり繰りはできないであろうということで、では如何したらいいかということ国保の運営委員会にお諮りして、その一つの案として税率改正ということを提案させていただきました。

で、はっきりとしましたのは3月補正の時期と認識しております。ただ、いまの議員ご指摘のとおり3月補正の段階で、実際には6%前後の滞繰分の額を100%見させていただいたと。それは、歳入が不足して一般会計からの繰り出しも出来ない状況だと。実態として国保税の滞繰分、いわゆる不確定財源を計上せざるを得ないんだというお話しを、皆さんにご理解いただけるような説明がきちとなされていなかったと。

今後、これを深く反省いたしまして、実態とかい離するような不確定要素のある歳入というものを計上しなければならない際には、きちんと説明をしてご理解いただくように努めてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議長 行財政課長

行財政課長 繰上充用の考え方をお話ししましたが、繰上充用につきましては収入が不足した場合の救済措置ではなくて、収入が出来なかったときの財源を持ってですね、繰上充用の額とすることを基本としている。こういう文言についていままでの実例等の話でありまして、それでなければダメなのかということについてはそこまで検証してございませんけれども、基本としている15年度で収入出来なかったときの財源を持って、16年度でいいますと現年滞繰分と過年度滞繰分を先ず第一義的に繰上充用の財源とし見ていくと。そういうことを含めてお話しをさせていただきました。

根拠については従来行われている実例等の中での判断として通常行われている手法だというふうに理解しております。

議 長 1 番

1 番 もう一度確認しておきます。あなた達の根拠は行政実例ということですね。そうすると、行政実例で滞納繰越分を100%財源としなければ、この前年度繰上充用を歳入の計上は出来ないんだと。他に選択の余地はないんだということなんですね。

であるとすれば、最初からそれをきちんと説明してくれれば、いままでこういうことの議論をしなくてもいいんですよ。選択の余地ないんだから。

だけでもそのことは全然おっしゃらなかった。指摘を受けてはじめて言い出す。非常に議会に対する上程の仕方としてはまずいと思いますよ。そのことはちょっとこっちにおいて、本当に選択の余地はないんですね。その点について確認をいたします。

議 長 行財政課長

行財政課長 いま確認の意味で言われたわけでございますけれども、15年度において町税に限らずその他の財源として収入出来なかった財源を含めてこれは行うことが出来ますけれども、基本的にはその他財源含めて非常に限られておりますので、国保会計につきましては国保税を持って100%、本来であれば100%以内で納めればよろしいんでしょうけれどもそういう財源を持って行ってきたと。

ただ、15年度における収入出来なかった財源を持って、繰上充用の財源として充てることはできるということでございますから、税ばかりに捕らわれるものではないと。

ただ、この話をきちんと答弁理由の中でしなかったということに対しては、大変説明不足ということでお詫び申し上げたいというふうに思っております。

(「聞こえないんだけど、最後のほう」の声)

議 長 再度、行財政課長

行財政課長 あの、繰上充用の額にもよるんですけれども、滞繰分を100%見なければならぬということではありません。要するに平成15年度における収入出来なかった財源。滞繰は当然収入出来なかったわけですから、収入出来なかった財源があるときにはその財源を持って翌年度の中で収納していくという理屈になって

おりますから、今回は5,950万ということで滞納繰越分に100%を見て、現年度分の徴収可能額を持って、翌年度財源とさせていただいて繰り入れしたということですのでご理解をいただきたいと存じます。滞繰に限られるという話ではありません。

議 長 休憩します。
(休憩時刻 午後0時45分)

1番さんは、これより方法がないのかどうかということ言ってるんですよ。

だからさ、一般論なんかどうでもいいんだって。この事案で、このやり方以外になかったのか。他にもあるんだけどこのやり方を選んだってということなのかってさっきから聞いているわけでしょ。

議 長 再開します。
(再開時刻 午後0時45分)

行財政課長 この以外の方法といたしましては、一般会計からの。あ、いやこの繰上充用のこの案件についてはこれ以外の方法はございません。

議 長 他にありますか。

(「なし」の声)

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議 長 ご異議がありますのでこれより起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

議 長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。よって平成16年厚岸町議会第2回臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後0時47分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年5月28日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
